

令和 3 年

三 島 市 外 三 ヶ 市 町 箱 根 山 林 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 3 年 1 0 月 2 7 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	瀬戸 美一 君
2 番	安田三津子 君
3 番	向笠 誠 君
4 番	佐野 淳祥 君
5 番	堀江 和雄 君
6 番	藤江 康儀 君
7 番	秋山 治美 君
8 番	飯田 安雄 君
9 番	佐野 俊光 君
10 番	野村 諒子 君
11 番	松川 益藏 君
12 番	川原 章寛 君

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士 君
副管理者	杉山 浩生 君
監査委員	藤沼 和明 君

事務局出席者

小林 悟 君
勝又 慶貴 君
大川 秀平 君
関口 智也 君

令和3年10月27日（水）

午後1時28分

開議

議 事 日 程

日程第 1		仮議席の指定	3
日程第 2		組合議会議長の選挙	3
日程第 3		議席の指定	5
日程第 4		会期の決定	5
日程第 5		会議録署名議員の指名	5
日程第 6		組合議会副議長の選挙	6
日程第 7	認第 1 号	令和 2 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計 歳入歳出決算認定について	7
日程第 8	議第 4 号	組合監査委員(議員中より選出)の選任について	10
日程第 9	議第 5 号	組合監査委員(識見を有する者)の選任について	11

△臨時議長の紹介

◎事務局(大川秀平君)事務局の大川でございます。

本日の定例会は、改選後最初の議会でございます。したがって議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

本日の出席議員のうち、三島市の松川益藏議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。松川益藏議員、議長席にお着き願います。

〔松川益藏君、議長席に着席〕

○臨時議長(松川益藏君)ただいま御紹介にあずかりました、松川益藏でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会 10 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長(松川益藏君)日程第 1 仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

△日程第 2 組合議会議長の選挙

○臨時議長(松川益藏君)次に、日程第 2 組合議会議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により選出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(松川益藏君)御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(松川益藏君)御異議なしと認めます。よって臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長は慣例により、三島市選出の議員の中から選出することになっております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長(松川益藏君)御異議なしと認めます。よって三島市選出の議員の中から選出することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 2 分 休憩

午後 1 時 3 4 分 再開

- 臨時議長(松川益藏君)休憩を閉じ、会議を再開いたします。

三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議長に堀江和雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました堀江和雄君を三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議長の当選人に決めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長(松川益藏君)御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました堀江和雄君が三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議長に当選いたしました。ただいま議長に当選されました堀江和雄君が議場におられますので、会議規則第 101 条の規定により告知いたします。

ただいま議長に当選されました堀江和雄君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔議長 堀江和雄君登壇〕

- 議長(堀江和雄君)議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様の御推挙により、この大役に就任させていただきことになりました堀江和雄でございます。誠に光栄であり、厚く御礼を申し上げます。

私は元より浅学非才な身ではございますが、皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら、我々の尊い財産である、緑豊かな箱根山の管理のために尽力したいと考えております。

重ねて皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の御挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 臨時議長(松川益藏君)それでは堀江和雄君、議長席にお着き願います。

〔議長 堀江和雄君、議長席に着席〕

- 議長(堀江和雄君)本日の議事日程は文書をもって御通知申し上げたとおりであります。

△日程第3

議席の指定

○議長(堀江和雄君)これより日程第3 議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第3条において、くじによりとなっておりますが、議長においてただいま御着席されている仮議席をもって、議席としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)御異議なしと認めます。

よって議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

△日程第4

会期の決定

○議長(堀江和雄君)次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

△日程第5

会議録署名議員の指名

○議長(堀江和雄君)次に、日程第5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において1番 瀬戸美一君、2番 安田三津子さんの両名を指名いたします。

△管理者あいさつ

○議長(堀江和雄君)この際、豊岡管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)三島市外三ヶ市町箱根山林組合の管理者を務めております三島市長の豊岡武士でございます。貴重なお時間をお借りいたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日御出席いただきました議員の皆様方におかれましては、このたびの組合議会の改選により、今後4年間、三島市外三ヶ市町箱根山林組合の議会議員として、組合共有財産の管理や運営につきまして、御指導、御鞭撻を賜りたくお願い

申し上げる次第でございます。

さて、当組合の管理地は、その大部分が戦後に桧の植林がなされ、70年近く経過しております。既に森林資源として成熟を迎えていることから、現在、関係市町との連携を図りながら利用間伐を進めているところでございますが、国の基本理念のひとつである「森林の有する多面的機能の発揮」を常に念頭に置き、特に「治山・治水」を重要視する上で、森林環境保全、災害防除を意識した森づくりを進めているところでございます。

いずれにいたしましても、この箱根西麓の共有地並びに森林環境につきましても、諸先輩方から受け継いだ、私たちのかけがえのない財産であります。

当組合における「基本構想」「整備計画」「整備事業計画」を踏まえ、長期的な視野に立ち、管理・保全整備を進め、100年先を見据えた森づくりに積極的に取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、豊富な知識、経験をもとに、当組合の発展のために御指導、御鞭撻を賜りますことを改めてお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

△日程第6 組合議会副議長の選挙

○議長(堀江和雄君)次に、日程第6 組合議会副議長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により選出したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

副議長は慣例によりまして、清水町選出の議員の中から選出することになっております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)御異議なしと認めます。よって清水町選出の議員の中から選出することに決定いたしました。

三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会副議長に佐野俊光君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐野俊光君を三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会副議長の当選人と決めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました佐野俊光君が三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐野俊光君が議場におられますので、会議規則第101条の規定により告知いたします。

ただいま副議長に当選されました佐野俊光君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔9番 佐野俊光君登壇〕

○9番(佐野俊光君)ただいま、皆様方の御推挙により副議長に就任をいたしました清水町の佐野俊光でございます。

誠に身に余る光栄とともに、その責務の大きさに身の引き締まる思いでございます。元より浅学非才ではございますが、先に選任されました人格識見とも優れた堀江議長のもと、当組合議会の円滑なる運営のため懸命に努力してまいり決意でございます。議員皆様方のより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

△日程第7 認第1号 令和2年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合
会計歳入歳出決算認定について

○議長(堀江和雄君)次に、日程第7 認第1号 令和2年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました認第1号 令和2年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定について提案の要旨を申し上げます。

はじめに歳入の概要を説明いたします。お手元の決算書1ページ、2ページをお開きください。一番下の欄、歳入合計に記載にありますように予算現額1,924万円に対し、収入済額は1,928万7,886円で4万7,886円の

予算超過となりました。

次に、歳出の概要を説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。下から2番目の欄、歳出合計に記載してありますように、予算現額1,924万円に対し、支出済額は1,607万6,643円で、不用額は316万3,357円となりました。執行率は83.6%でした。

この結果、一番下の欄に記載してありますとおり、歳入歳出差引残額は321万1,243円となり、令和3年度会計へ繰越しとなりました。

次に、歳入の詳細について説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。1款 使用料及び手数料の収入済額48万300円の内、1項1目 使用料、1節 電柱敷使用料44万7,000円は、東京電力株式会社が204本、N T T西日本株式会社が91本などの使用料です。2節 その他使用料3万3,000円は、ソフトバンク株式会社、K D D I株式会社の無線基地局の土地占用料です。次に、2款 財産収入の収入済額1,545万6,821円のうち、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 貸地料1,404万1,874円は、株式会社芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細は、お手元の業務報告書4ページの上段に記載してあるとおりです。次に2目 利子及び配当金、1節 預金利子1万3,049円は、積立金1億3,050万円の運用利子です。次に3目 森林収入、1節 造林木売却収入105万7,635円は、株式会社森ラボが三島直轄林において、森林経営計画に基づき間伐等を実施したことによる造林木売却収入です。次に2項1目1節 補償料収入34万4,263円は、株式会社芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料32万3,000円と東京電力からの送電線下補償料2万1,263円です。3款1項1目1節 繰越金の収入済額は、令和元年度からの繰越明許費繰越金93万2,000円を含め334万5,496円でした。

次に、歳出の詳細についてご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。1款1項1目 議会費174万3,500円は、組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬です。次に11ページ、12ページをお開きください。2款 総務費1,060万2,860円のうち、1項 総務管理費、1目 一般管理費1,051万860円は、特別職2名と一般職1名の人件費が主なもので、組合の一般管理事務に要した経費です。次の2項1目 監査委員費9万2,000円は、監査事務に要した経費です。次に13ページ、14ページをお開きください。3款1項 財産費、1目 管理費373万283円の主なものを説明いたします。14ページ右側の備考欄をご覧ください。財産管理事業344万1,833円のうち、3行目の農林道事業負担金67万1,748円は、三島

市が実施した林道諏訪ノ台線の路面修繕など、林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したもので、詳細は業務報告書の5ページ上段に記載してあるとおりでございます。1行において貸付地維持管理事業補助金3万6,280円は、一般契約の管理団体が実施した境界確認などの山林維持管理活動に対し、事業費の2分の1、上限5万円を補助したもので、詳細は業務報告書5ページ中段に記載してあるとおりです。次に送電線下補償料地元交付金6,533円は、東京電力から納入された箱根線の地役権設定契約箇所に係る補償料を補助金等交付規則に基づき関係者に交付したもので、詳細は、業務報告書5ページ下段に記載してあるとおりでございます。次に水利採草補償料32万3,000円は、株式会社芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など4団体に交付したもので、詳細は業務報告書の6ページ上段に記載してあるとおりでございます。次に積立金210万円は、組合の長期にわたる財政運営の健全化を確保するために積み立てたものでございます。これにより、年度末の積立金残高は、1億3,260万円となりました。次に令和元年度繰越明許費93万2,000円は、令和元年10月の台風19号により罹災した林道等の災害復旧用として繰り越した三島市に対する農林道事業負担金ですが、事業完了後の負担額は24万3,936円となりました。不用額の68万8,064円は、令和3年度会計へ繰越しとなりました。次に直轄地管理事業28万8,450円のうち、直轄林管理事業委託料15万8,450円は、三島直轄林の一部である旧接待茶屋区域の草刈りを委託したものです。次に直轄林巡視事業委託料13万円は、三島直轄林区域について、月1回の巡視業務を委託したものです。以上で説明を終わります。なお各事業の詳細につきましては、お手元の業務報告書に記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君)当局からの説明が終わりました。

次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

[監査委員 藤沼和明君登壇]

◎監査委員(藤沼和明君)ただいま上程になりました、認第1号 令和2年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査しました結果を監査委員を代表して御報告申し上げます。

審査に付されました、令和2年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び付属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び証書類と符合し、令

和 2 年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことを、御報告申し上げます。

なお審査の詳細につきましては、お手元の別冊、決算審査意見書に記載してありますので省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長(堀江和雄君)以上で、当局からの説明並びに監査委員からの報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ討論を終わり、これより認第 1 号 令和 2 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(堀江和雄君)挙手全員と認めます。

よって認第 1 号は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第 8 議第 4 号 組合監査委員(議員中より選出)の選任について

○議長(堀江和雄君)次に、日程第 8 議第 4 号 組合監査委員の選任についてを議題といたします。本件については、1 番 瀬戸美一君が地方自治法第 117 条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

〔1 番 瀬戸美一君退場〕

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)ただいま上程になりました議第 4 号 組合監査委員の選任について御説明申し上げます。これは、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議員のうちから選任する監査委員として、裾野市の瀬戸美一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

瀬戸美一氏は、三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議員を平成 21 年以来 3 期 12 年にわたり務められるなど、その豊富な経験と優れた識見は、監査委員としてまさに適任であると存じますので、御推挙申し上げる次第でございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ討論を終わり、採決いたします。

瀬戸美一君の組合監査委員の選任については、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(堀江和雄君)起立全員と認めます。よって瀬戸美一君の組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。1番 瀬戸美一君の復席を願います。

〔1番 瀬戸美一君復席〕

○議長(堀江和雄君)ただいま組合監査委員の選任について同意を得られました瀬戸美一君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔1番 瀬戸美一君登壇〕

○1番(瀬戸美一君)ただいま三島市外三ヶ市町箱根山林組合監査委員の選任について、同意をいただきました裾野市の瀬戸美一でございます。

元より浅学非才ではございますが、皆様の御指導を仰ぎながら、監査の重要性を考慮し、微力ではございますが、公正且つ厳正に職務を全うしたいと存じます。重ねて皆様の御指導、御鞭撻を賜るようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

△日程第9 議第5号 組合監査委員(識見を有する者)の選任について

○議長(堀江和雄君)次に、日程第9 議第5号 組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)ただいま、上程になりました議第5号 組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。これは本組合監査委員であります藤沼和明氏の任期が来る10月29日をもって満了となりますことから、再任をお願いいたしたく地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるもので

あります。

藤沼和明氏は、平成25年10月の委員就任以来、8年間にわたりこの職責を果たされておりました、人格も高潔で本組合の財務管理、財産の管理運営に関しましても優れた識見を有しておりますので、監査委員として引き続き選任いたしたく提案するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君)説明が終わりましたので、これより本件についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ討論を終わり、採決いたします。

藤沼和明君の組合監査委員の選任については、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(堀江和雄君)起立全員と認めます。よって藤沼和明君の組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

〔藤沼和明君入場〕

ただいま組合監査委員の選任について同意を得られました藤沼和明君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔藤沼和明君登壇〕

◆番外(藤沼和明君)ただいま三島市外三ヶ市町箱根山林組合、監査委員の選任につきまして同意いただきました、藤沼和明でございます。

元より至らぬ身でございますけれども、皆様方の御指導を仰ぎながら、監査委員として微力ながら、誠実、公正に職責を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長(堀江和雄君)以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

ここで豊岡武士管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)議会閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会10月定例会におきましては、令和2年度の組合会計決算認定について認定を賜り、また監査委員の選任につきましても御同意を賜りまして誠にありがとうございました。

最初のご挨拶でも申し上げましたとおり、今後の森づくりに係る管理・保全整備につきましては、さらに積極的に取り組み、この箱根西麓のかけがえのない財産である森林環境を後世に継承するため、一体となって尽力したいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともお力添えをいただくとともに、ますますご健勝で御活躍くださいますよう御記念申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(堀江和雄君)これをもちまして、10月定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

(午後2時11分 閉議)

地方自治法第123条の第2項の規定によりここに署名いたします。

令和3年10月27日

議 長 堀江 和雄

会議録署名議員 瀬戸 美一

会議録署名議員 安田 三津子